



催物関連事業者の皆様へ



臨時食品営業許可申請は

新潟市オンライン申請システム

が便利です！

オンライン申請アクセス方法

① e-NIIGATAで検索 🔍



② 手続き一覧をクリック



③ 臨時食品で検索 🔍



オンライン申請のメリット

いつでも

催物の10日以上前であれば24時間365日、申請が可能です。

どこでも

窓口まで来なくてもパソコンから申請、クレジットカードまたはPayPayで支払いが可能です。

簡単に

申請者登録をしてフォームに沿って入力するだけで申請が可能です。

何度でも

前回の申請内容を活用して、次回以降入力の省略が可能です。

お問合せ先

新潟市 保健所
食の安全推進課
新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

TEL : 025-212-8226

FAX : 025-246-5673

MAIL : shokuanzen@city.niigata.lg.jp

オンライン申請の手続き方法

Step 1 申請内容の入力

申請フォームに申請内容の記入と、所定の様式のExcelファイルを添付します。



Step 2 手数料確定の連絡を待つ

職員が申請内容を確認したのち、手数料確定のご連絡をします。



Step 3 手数料を支払う

申請手数料をオンラインで決済します。
クレジットカードまたはPayPay決済のみ受け付けております。



Step 4 手続き完了です

臨時食品営業許可に関しては許可証等は発行しておりません。手続き完了のメールを適宜ご活用ください。

